# 立入検査等を実施しています

東京都環境局

## 目次

1 フロン排出抑制法の概要 ・・・・・ 3

2 管理者への立入検査等 ・・・・・ 7

3 東京都のフロン対策 ……24

# 1 フロン排出抑制法の概要

## 東京都の現状

2014年の都内のHFCs排出量(速報値)は、 2000年度比で<u>427.5%増</u>

単位:百万 t -CO<sub>2</sub>

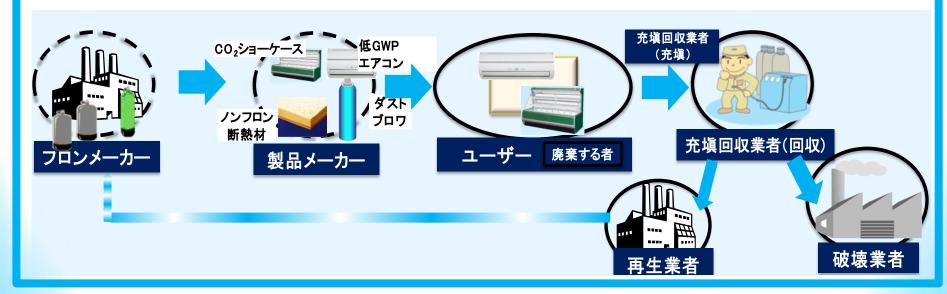
	2000年度	2010年度	2014年度 (2000年度比)
CO <sub>2</sub>	58. 9	58. 7	62. 3 (11.3%)
HFCs	0. 7	2. 5	3. 9 ( <b>427.5%</b> )
温室効果ガス 全合計	62. 6	62. 4	67. 3 (7.5%)

#### 法律の改正

フロン回収・破壊法 フロンの回収・破壊のみが制度の対象



# フロン排出抑制法 製造~廃棄のライフサイクル全体の対策に



# 法律に基づく役割分担

権限	各主体	主な義務	都道府県の役割
国	フロンガス製造者		
	フロン使用機器製造業者		
都	管理者(ユーザー)	点検等の適正管理	
	機器整備業者	充塡・回収の委託	指導・助言 勧告、命令
	廃棄等実施者	フロン類の引渡義務 各種書面の発行・保存	報告書徴収 立入検査 ↓
	廃棄時の仲介者 (引渡し受託者等)	各種書面の回付・保存	罰則適用
	フロン類充塡回収業者	業の登録 充塡基準・回収基準の順守	
国	  再生業者/破壊業者 		
	全ての者	故意に放出することは禁止	罰則適用

# 2 管理者への立入検査等

#### 立入検査の実施

東京都では、管理者に対する立入検査を実施し、法律に基づく取組が遵守されているか等を確認しています。

#### 【立入検査先の選定】

現在は、都有情報やインターネット情報を活用し選定 立入検査先の業種や波及効果も考慮 電話等でアポイントを実施、日程調整

#### 【立入検査に係る時間】

1時間~2時間

立入検査先の規模(施設の大きさ、機器の設置台数等)に よって異なります。

#### 【立入検査の内容】

- 始めに、立入検査の目的をお話しします
- 事業所(業者)の情報をヒアリング
- ・点検記録簿のチェック (記録内容、点検の頻度、点検実施者、 異常のあった機器への対応 等)
- ・ヒアリング (廃棄した機器の有無、今後の機器の入れ替え、等)
- 現地確認 (設置環境、機器の運転状況 等)
- ・立入検査票の交付
- ※対応の改善を指示した場合は、その後の対応の報告書の提出を求めます

#### 【都が着目するポイント】

- ①はじめに
  - ☑ 管理者は誰ですか?
  - ☑ 管理者が組んでいる点検・修繕に対する体制は、 どのような体制ですか?
- ②点検記録簿
  - ☑ 定格出力は記載がありますか?
  - ☑ フロン情報(種類・量)は記載されていますか?
  - ☑ 定められた頻度で点検を行っていますか?
  - ☑ 誰が点検者ですか?
  - ✓ 1年程度の間に、異常を確認した機器はありましたか?その異常にはどのように対応していますか?

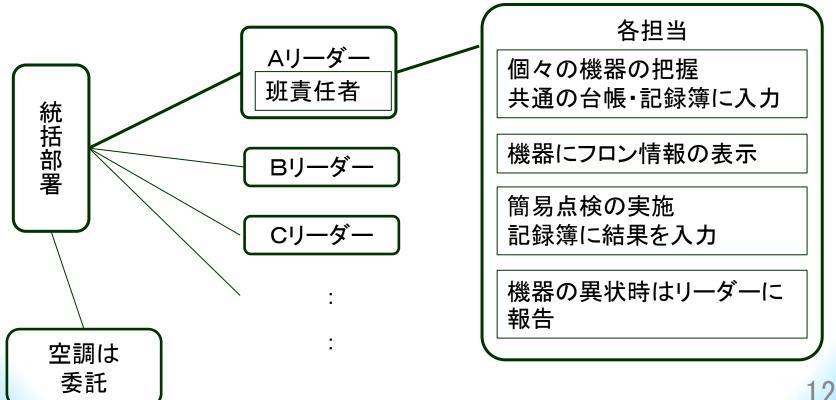
#### 【都が着目するポイントの続き】

- ③現地確認
  - ☑ 機器銘板の情報と点検記録簿記載事項に差異は?
  - ☑ 機器の設置環境は良好ですか?
  - ☑ 現在、機器に異常はないですか?
  - ☑ 事業所内に忘れられている(本来点検すべきなのに点検していない)機器はないですか?
- **4**その他
  - ☑ 1年度間の漏えい量はどれくらいでしたか?
  - ☑ 古い機器の買替は予定していますか?
  - ☑ 機器を管理する上で、苦労していることや工夫していることはありますか?

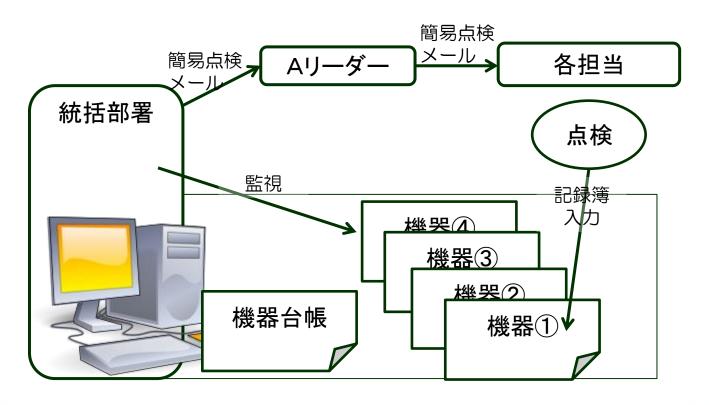
#### 適正管理の好事例

#### 製造事業者 (ホームケア・スキンケア製品等製造)

☑ 各部署ごとに点検のためのリーダーを設置するなどの点検体 制を整備。



- ☑ 共有のオンラインを使用し、独自に作成した点検記録簿を、 部門ごとに管理。
- ☑ リーダーを通じ、メールで3か月に1回の簡易点検の実施時期を知らせ、点検漏れがないよう監視。



#### ☑ 機器を廃棄する情報も点検記録簿に記載できるよう工夫

ħ	幾器名称	業務用冷蔵庫			設置年月日	2001/10/1 経過年		数
機	器メーカ	△△△株式会社			定格出力	0.9 k W	7	
	型番	RUA-TBP0000LL	0000LLL			CFC/HCFC/HFC	R404A	充填
点。		点。	8年 7月 (金)	平成28年	8月26日 (金)	平成28年11月28	日(月)	
		点施者	ø£ ■■	〇〇班	. ■ ■	○○班 ■■		
点検内容		・機器の異常な運転音(異音)	有 ・ (無)	有	· (無)	(有) · 無		
	一体型機器	・異常な振動	有 ・無	有	· (#)	有 ・ 無		orbonnonnon
		・外観の損傷(キズ)	有 ・ (無)	有 ・無		有 ・無		
		・外観の腐食や錆び	有 · 無	有	· (#)	有・無	)	
		・外観の油にじみ	有 ・無	有	· 無	有・ 無		
		・庫内冷却温度	有 ・無	有 · 無		有・無		
異常の状況		異常の状況	-	約10cm程度の油のにじみを 発見		通常のモーター音以外を確認		
異常有の場合の対応		常有の場合の対応			炫頼(◆◆株式 遂備記録保管)	機器点検を依頼(会社)コンプレッサー取り換えが必要		
対応完了年月日		対応完了年月日	年 月 日()	平成28年 9月 9日 (金) 平成28年		平成28年12月 9日	日 (金)	
<b>• • •</b>	•••••	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •					•••••	•••
廃棄依頼日年月日(統括部署へ依頼)		年月日 (統括部署へ依頼)	年 月 日()	年 月	日 ( )	平成28年12月16日	3 (金)	
対応完了年月日		対応完了年月日	年 月 日()	年 月	年 月 日() 平成28年12月22日		3 (金)	:
	フロン類の漏えいの有無		有・無	有 · 無		有)・無		

☑ 機器ごとの管理番号に加え、 フロンの種類やフロンの量を 分かりやすい位置に貼付

> OO班─№.21 業務用冷蔵庫 HFC R404A 270g



☑ 空調機器は委託で点検を実施。点検終了後、機器に点検を実施した旨表示

〇年〇月 簡易点検実施済

〇年〇月 簡易点検実施済

〇年〇月 簡易点検実施済



#### 宿泊業者

☑ 法改正の概要や点検のポイントを独自のマニュアルにまとめ、 各支店に配布し、対応

#### 不動産業者(商業系施設+住居のビル管理)

☑ テナントの出店前説明会で、フロン排出抑制法の点検等の 取組について説明。また、各店の店長などにも個別に説明し、 点検の実施について働きかけ

#### 総合小売業(首都圏展開)

☑ 初回の点検をメーカーに委託し、点検対象機器とその点検方法を確認した。また、点検の記録簿の作成を依頼し、現在はその点検記録簿を使用し点検等を実施

## どんなことに苦労しましたか?

#### ☑ 機器の把握

従来から機器の一覧はあったものの、フロンの情報は把握 していない。どれがフロンの種類かもわからなかった。

→ 機器の販売事業者にお願いし、一緒に機器を確認をして もらった。ついでに点検記録簿も作成してもらった。

#### ☑ 体制の整備

どのように点検漏れがないようチェックするか、また、機器 修繕の記録や漏えいした際の証明書をどう取りまとめるか

- → 従来から体制を活用しつつ、1か所に情報が集まるよう ルールを整備した。
- ☑ とにかく国からの情報(運用の手引き等)が遅かった

#### 助言等の事例

☑ 空調機器のみ対応していた。

(冷凍冷蔵機器が法対象という認識がなかった)

→ 現場で、製氷機を確認したことから、事業所の冷凍冷蔵 機器が法対象であるかどうか確認をするよう指示 (冷凍冷蔵機器の一覧等を情報提供)

点検を忘れている機器・・・ 冷水器・給茶機・除湿機

- ☑ 点検記録簿に記載事項(特にフロンの種類)が抜けている。
  - → 現場の機器の銘板で種類と量を確認(担当者も一緒に)、 記録簿へ転記するよう指示。

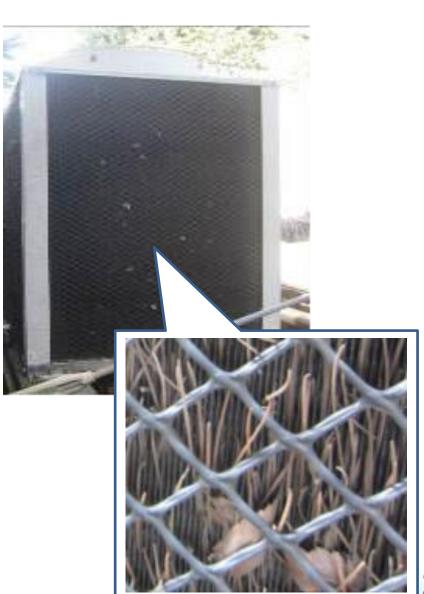
銘板で不明な場合は、製造メーカに問合せ等で把握に努めるよう助言

- ☑ 廃棄予定の機器に点検を行っていない。
  - → フロンが充塡されている限りは法対象であることを伝え、 早急に点検をするよう助言(フロンを抜けば、点検をしな くてもよいことも伝える)
- ☑ 数百台以上の機器の点検記録簿1年分を紙で保管していた。
  - → 記録は、紙でも電子でも良いとされていることから、 電子化(PDF)などの対応も可能であることを助言
- ☑ 何を行ったらいいかわからないとの問合せ。
  - → フロン排出抑制法について説明。また、現地訪問により、 機器を確認後、改めて法の説明と点検記録簿の記載方法や 点検方法を助言

- ☑ 回収証明書が発行されない。
  (フロンを回収した業者は、わからない。)
  - → 破壊証明書が申立者の手元にあったことから、破壊業者に持ち込んだフロン類充塡回収業者を確認し、特定。 当該フロン類充塡回収業者に迅速に対応するよう指導
- ☑ 算定漏えい量について認識がなかった。
  - → 充塡証明書と回収証明書から、計算の方法を助言 管理者で取りまとめる必要があることを伝え、各支店 からの情報の集め方等の体制整備をするよう助言
- ☑ 機器の買替等の選択について
  - → 機器の規模等を踏まえ、低GWP (R32や新冷媒) 機器の検討もするよう助言

# 立入検査先の機器の管理状況





## 機器を廃棄する時にもお取組を

業務用冷凍空調機器を廃棄する際にも フロン排出抑制法に基づくお取組が必須です!

#### 【廃棄等実施者の主な義務】

- ①機器廃棄時は、それぞれの書面で依頼・保存(3年)
  - 回収依頼書 → 都登録のフロン類充塡回収業者®
  - 委託確認書 → ▲に確実に引き渡す者
- ②フロン類充塡回収業者から発行された引取証明書(又は 写し)を保存(3年)
- ③引取証明書が期限までに交付されない場合は都に報告
- ④破壊(or再生)証明書により処理を確認

#### 機器を廃棄する時の助言等の事例

- ☑ 委託確認書が迅速に交付されていない
- ☑ 委託確認書の記載事項が抜けている
  - →法の記載事項を適切に記載するよう助言

#### 法の記載事項

- 第一種特定製品の廃棄等実施者の氏名又は名称及び住所
- 第一種特定製品の種類と数、所在
- ・引渡しの委託を受けた者の氏名又は名称及び住所
- 委託確認書の交付年月日
- ☑ 引取証明書が30日以内に送付されていない
  - →引取証明書を交付するフロン類充塡回収業者に状況を確認。 破壊証明書と一緒に送付しようと思っていたため、破壊証 明書の発行を待っていて遅れてしまったとのことであったが、 30日以内の交付を行うよう指導

# 3 東京都のフロン対策

#### 東京都のフロン対策

- 〇 充填回収業者関係
  - ・ 立入検査等による助言・指導
- 〇 管理者に対する周知等の徹底
  - · 管理者用のパンフレット等を活用し周知を実施
  - 助言・指導及び立入検査等
- O ノンフロン冷凍冷蔵機器導入に対する情報提供

〇 ノンフロン表示に関する検討や連携



## 中小企業向けに点検の助言を行っています

東京都では「一般社団法人東京都冷凍空調設備協会(東冷協)」と連携し、点検方法等の現場助言を行っています。

#### <u>• 対象者</u>

中小零細企業(個人事業者も含む) (各商店街振興会等を通じてお手紙でお知らせしています。)

#### ・現場での助言内容

フロンとは、どのような環境影響があるか 点検対象機器の洗い出し(機器のリスト作成) 点検記録簿の作成 点検方法と点検結果の記録・保存方法を解説 機器の廃棄処分方法の解説

#### お申し込み先

東京都環境局環境改善部環境保安課フロン対策担当電話 03-5388-3471(直通)

#### こんな売込みに御注意下さい

こんな事案が報告されています。

環境省などから指示されたと偽り、点検等の契約を無理やり結ぶ

"点検業者"がいます。

「フロン排出抑制法の 改正で、フロンが使えるので、フロンのがなるのがないで、フロンがないのがないのがない。は対しているがいがい。は対しているがいがればいるがいがればいるである。はがる業者もいます。

※このような売込みには十分ご 注意いただくよう、ぜひ、御周 知ください。



# 皆様におかれましても 引き続き機器の適正管理を お願いいたします

都環境局フロン対策担当 03-5388-3471(直通) ホームページ http://www.kankyo.metrotokyo.jp/safety/cfc/index.html

